

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例

平成28年3月18日

条例第73号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災・減災の推進に関する基本理念並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、市民、事業者及び市が強固に連携して災害に備える体制の構築を図り、もって災害に強く誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 防災・減災 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと、及び災害による被害を最小限にとどめることをいう。

(3) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 防災・減災は、次に掲げる事項を基本理念として、市民、事業者及び市が連携し、その強化及び充実に努めなければならない。

(1) 市民、事業者が自らのことは自らが守るという防災・減災の基礎となる自助の理念

(2) 自助を支え、市民及び事業者が地域において互いに助け合うという共助の理念

(3) 自助及び共助を支え、行政が市民及び事業者の安全を確保するという公助の理念

(静岡市地域防災計画におけるこの条例の尊重)

第4条 静岡市防災会議（法第16条第1項により市に設置された防災会議をいう。）は、法第42条第1項の規定により静岡市地域防災計画を策定し、又は修正するときは、前条の基本理念を尊重し、反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、自らの安全の確保に努めなければならない。

(1) 居住する地域の危険性をハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図で市が作成したものをいう。以下同じ。）その他の手段により把握すること。

(2) 居住し、又は使用する建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的とする整備をいう。以下同じ。）を講ずるとともに、家具等に転倒を防止する措置を施す等により、生活空間の安全を確保すること。

(3) 災害時における出火の防止のため火気使用設備に転倒を防止する措置を施す等の措置を講ずること。

(4) 防災訓練及び防災に関する講習会等に積極的に参加し、防災・減災に関する知識を日頃から習得すること。

(5) 災害時の避難経路、避難場所、家族との連絡方法等の避難行動に必要な情報を日頃から収集し、実地に確認すること。

(6) 災害時に必要となる飲料水、食料、燃料等その他生活を維持するための物資を備蓄しておくこと。

(7) 災害時に必要となる資機材及び非常持出品等を準備しておくこと。

資料編 1 - 1

(事業者の自助)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、次に掲げる事項を実施することにより、従業員及び施設利用者の安全の確保に努めなければならない。

- (1) その管理する建築物の耐震化を講ずるとともに、設備、資機材等に転倒を防止する措置を施す等により、事業所内における災害時の安全を確保すること。
- (2) 災害時に必要となる資機材等を備蓄すること。
- (3) 事業所内に防災組織を編成し、従業員に対する防災訓練、防災教育を実施すること。
- (4) 避難経路、避難場所、避難マニュアルその他の災害時における避難行動に必要な事項を定めておくこと。
- (5) 従業員又は施設利用者の帰宅が困難となった場合の滞在場所の確保及び滞在者のために必要となる飲料水、食料、燃料等の物資を備蓄しておくこと。
- (6) 事業所内の危険物について、災害時における安全な管理方法を検討し、整備しておくこと。

(自主避難等)

第7条 市民及び事業者は、災害による被害の発生が予想される状況にあつては、情報の収集に努め、早期に自主的に避難する等自らの安全の確保のため必要な行動をとらなければならない。

- 2 市民及び事業者は、市その他の行政機関から高齢者等の避難及びそれ以外の者の避難の準備に関する情報の発表又は避難の指示があつた場合は、自らの安全の確保に配慮しつつ、速やかにこれに基づき行動するものとする。

第3章 共助

(市民の共助)

第8条 市民は、避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、前項の規定による協力のため、その居住する地域に自主防災組織があるときは、当該自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、その存する地域の自主防災組織が行う活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、災害時においては、地域の自主防災組織、住民、事業者等と連携し、被災者に対する物資や施設の提供その他必要な支援・協力を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織)

第10条 自主防災組織は、地域における共助を担う基本的な組織として、その地域の住民、事業者等との協働による防災・減災のための活動の実施に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、防災・減災のため、ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練の実施に努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、平時からその地域に居住する避難行動要支援者（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）を把握するよう努めるとともに、災害時においては、避難行動要支援者の安全の確保、円滑な避難等のため必要な支援に努めるものとする。
- 4 自主防災組織は、市が実施する防災・減災に関する施策及び災害発生後の活動に協力するよう努めるものとする。

第4章 公助

(市の責務)

第11条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため総合的な防災・減災対策を立案する責務を有する。

資料編 1 - 1

- 2 市は、防災・減災に関する施策の立案及び実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織及び国、他の地方公共団体その他の防災に関する機関と連携し、協力する体制を構築しなければならない。
- 3 市は、職員の防災・減災に関する能力の向上を図るため、職員に対する訓練、研修等を行わなければならない。
- 4 市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、及び必要に応じ当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。
- 5 市は、市民及び事業者が防災・減災への理解と関心を深め、自発的な活動につなげることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発を行うとともに、市民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めなければならない。
- 6 市は、災害の発生の予測又は発生した災害の状況に関する情報を収集し、市民及び事業者が災害に備え、又は対応するために必要な情報を適時適切に発信しなければならない。
(議会の責務)

第12条 議会は、防災・減災に関する調査及び研究を継続して行い、市民及び事業者にとって必要な施策の検討に努め、必要に応じ、市の執行機関に対して提言を行うものとする。

- 2 議会は、防災・減災に関して、国、静岡県等に対する働きかけを積極的に行い、防災・減災の推進に努めるものとする。
(職員の責務)

第13条 職員は、平時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、その居住する地域における防災・減災に関する活動に積極的に参加するものとする。

- 2 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた体制により、速やかに、防災・減災のための業務に従事するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月14日条例第71号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市防災会議条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例第 293 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、静岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 静岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 47 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 静岡県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 水防団員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6 前項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員は、再任されることができる。

(平 18 条例 26・平 20 条例 137・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(平 18 条例 26・平 20 条例 137・一部改正)

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料編 1-2

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 24 日条例第 26 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 3 日条例第 137 号)

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日条例第 73 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例による改正後の静岡市防災会議条例第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に市長が委嘱する同条第 5 項第 10 号の委員の任期は、平成 25 年 8 月 26 日までとする。

(別記) 静岡市防災会議委員構成

令和6年4月現在

区 分	団 体 ・ 役 職 名
1 会長	静岡市長
2 1号委員【指定地方行政機関の職員】	農林水産省関東農政局静岡県拠点地方参事官
3	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長
4	海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部長
5	気象庁東京管区气象台静岡地方气象台長
6	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長
7	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長
8	国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所長
9 2号委員【陸上自衛隊の自衛官】	陸上自衛隊第34普通科連隊第1中隊長
10 3号委員【静岡県職員】	静岡県中部地域局中部危機管理監
11 4号委員【静岡県警察官】	静岡県警察本部警備部長
12 5号委員【教育長】	教育長
13 6号委員【消防長及び消防団長】	消防長（消防局長）
14	静岡市消防団長
15 7号委員【市職員】	副市長
16	副市長
17	公営企業管理者
18	危機管理監
19 8号委員【水防団員】	静岡市水防団 副団長
20 9号委員	東海旅客鉄道株式会社 静岡駅長
21 【指定公共、指定地方公共機関の役職員】	西日本電信電話株式会社 静岡支店長
22	日本赤十字社静岡県支部 事務局長
23	日本放送協会静岡放送局 コンテンツセンター長
24	中日本高速道路株式会社 静岡保全・サービスセンター所長
25	一般社団法人静岡県トラック協会 静岡支部長
26	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡支社長
27	静岡ガス株式会社 静岡支社長
28	一般社団法人静岡県LPガス協会 静岡地区長
29	静岡鉄道株式会社 総務部長
30	しずてつジャストライン株式会社 総務部長
31	静岡放送株式会社 報道部長
32 10号委員	静岡市自治会連合会 理事
33 【自主防災組織を構成する者または学識経験のある者】	しずおか女性の会 運営委員
34	しみず女性の会 会長
35	静岡市民生委員児童委員協議会 副会長
36	特定非営利法人男女共同参画フォーラムしずおか 事務局長
37 11号委員	静岡市議会 総務委員長
38 【市長が特に必要があると認める者】	一般社団法人静岡市静岡医師会 副会長
39	一般社団法人静岡市清水医師会 会長
40	一般社団法人静岡市静岡歯科医師会 理事
41	一般社団法人静岡市清水歯科医師会 理事
42	一般社団法人静岡市薬剤師会 副会長
43	清水薬剤師会 副会長
44	静岡市自治会連合会長
45	公益社団法人静岡県看護協会 静岡地区支部長

静岡市災害対策本部条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例第 294 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、静岡市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、災害対策本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(区本部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に区本部を置くことができる。

2 区本部に属すべき本部職員(以下「区本部職員」という。)は、本部長が指名する。

3 区本部に区本部長を置き、本部長が指名する区本部職員をもって充てる。

4 区本部長は、区本部の事務を掌理する。

(平 16 条例 124・一部改正)

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員、本部職員及び区本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 16 条例 124・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日条例第 124 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市災害対策本部運営要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び静岡市災害対策本部条例（平成15年静岡市条例第294号）第6条の規定に基づき、静岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 本部を設置するときは、その事務を処理するため本部対策室及び部を置き、別に定める事務を分掌する。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部対策室に「静岡市災害対策本部」の表示をする。

3 本部長は、応急対策及び応急救助活動の実施にあたり、本部の地域組織として必要があると認めるときは、区本部及び地区支部を置くものとし、必要な事項は別に定める。

4 本部長は、災害地にあつて本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を置くことができる。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長によりその職務を代理する。

(本部総括部長)

第4条 本部に本部総括部長を置き、静岡市危機管理監の職にある者をもって充てる。

2 本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、表1に掲げる者をもって充てる。

(部及び班)

第6条 本部に本部長が別に定める部及び班を置く。

2 部及び班が分掌する事務は本部長が別に定める。

3 部長は、本部長が指名するものをもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、本部長が指名するものをもって充て、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 各部各班の職員は、原則として前項に定める班長が所属する課の職員をもって充てる。

(配備態勢)

第7条 災害応急対策を実施するための配備態勢は、別に定める。

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(本部対策室)

第8条 本部が設置されたときは、本部対策室を静岡庁舎災害対策本部室に開設する。ただし、状況により準備室を危機管理課に置くことができる。

2 本部長は、必要に応じ本部対策室に防災関係機関等関係者の参集を求めることができる。

3 本部長は、本部対策室を主掌し、重要な災害応急対策について協議する。

(本部会)

第9条 本部会は、災害応急対策について協議するため、必要に応じ本部会を招集する。

2 本部会は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

3 本部会の招集場所は別に定める。

(本部の廃止)

第10条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は、災害発生後における応急措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。

(通知及び公表)

第11条 本部の設置及び廃止の通知先等は、表2による。

(標 識 等)

第12条 本部の活動に使用する標識等は、次の各号に定めるところによるものとする。

資料編 1 - 4

- (1) 災害応急対策活動に使用する車両には、図 1 による標旗を装着する。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第 27 条第 9 項、災害対策基本法第 83 条第 2 項及び災害救助法第 6 条第 4 項に基づく職員の身分証明書は、図 2 による。

第 3 章 現地災害対策本部

(組 織)

第 13 条 本部長は、災害地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するため必要と認められた場合には、現地災害対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 現地対策本部は、災害地を所管する区本部、地区支部又は災害地に設置する。

3 現地災害対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）は、現地対策本部の設置場所に「静岡市災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

第 14 条 現地対策本部に現地対策本部長、現地災害対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地対策本部員」という。）を置く。

2 現地対策本部長は、副本部長、本部員又は区本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、本部員、区本部長又は区副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 現地対策本部員は、本部員、本部職員、区本部長、区副本部長、及び地区支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地対策本部の職員は、本部職員、区本部職員及び地区支部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(現地対策本部長の権限)

第 15 条 本部長は、現地対策本部を置いたときは、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地対策本部長に委任することができる。

(現地対策本部の廃止)

第 16 条 本部長は、現地における応急対策が概ね終了したと判断した場合に、現地対策本部を廃止する。

(通知及び公表)

第 17 条 第 11 条の規定は、本部長が現地対策本部を設置し、又は廃止したときに準用する。

第 4 章 服 務 等

(心 構 え)

第 18 条 災害対策本部に属する職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 災害対策本部に属する職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 災害対策本部に属する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第 5 章 雑 則

第 19 条 前各条に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

資料編 1-4

- この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
 附 則
 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

表 1 本部員

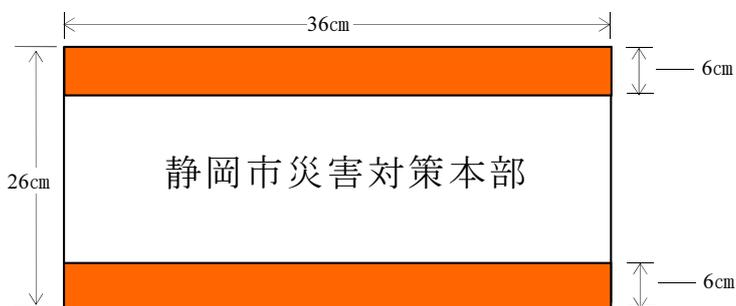
No.	職 名
1	静岡市総務局長
2	静岡市総合政策局長
3	静岡市財政局長
4	静岡市市民局長
5	静岡市葵区長
6	静岡市駿河区長
7	静岡市清水区長
8	静岡市観光交流文化局長
9	静岡市環境局長
10	静岡市保健福祉長寿局長
11	静岡市子ども未来局長
12	静岡市経済局長
13	静岡市都市局長
14	静岡市建設局長
15	静岡市消防局長
16	静岡市上下水道局長
17	静岡市教育局長

資料編 1-4

表 2 災害対策本部の設置及び廃止公表先

通知先及び公共先	通知及び公表の方法
各 部 班 各 区 本 部 各 地 区 支 部	有線電話、静岡市災害情報共有システム等
県 災 害 対 策 本 部 防 災 関 係 機 関	有線電話、ふじのくに防災情報共有システム等
一 般 住 民	報道関係機関等を通じて公表
報 道 機 関	口頭又は文書

図 1 車両標旗



- 1 上下の帯の部分はオレンジ色とする。
- 2 印字の部分は白地に黒色とする

図 2 身分証明書

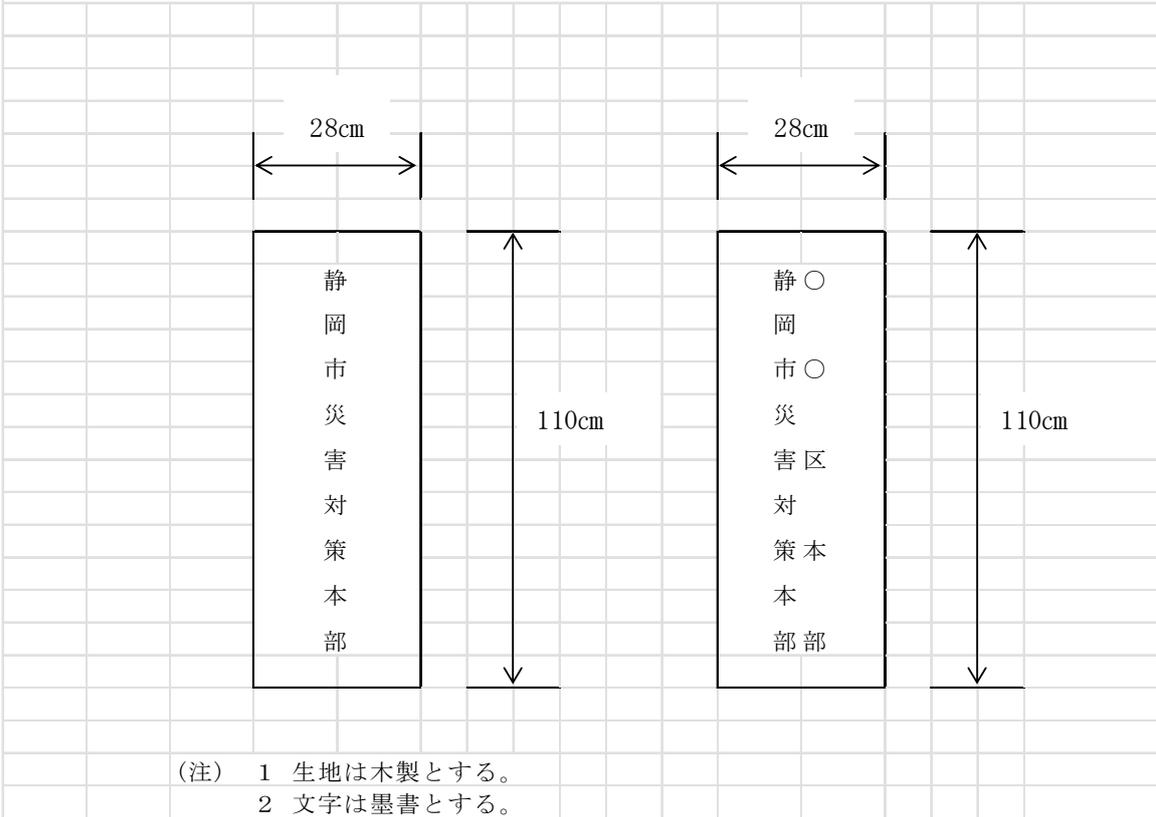
(表)

身分証明書		第		号	
所	属				
職	名				
氏	名				
生年月日	大昭平令	年	月	日	
有効期間					
令和	年	月	日から		
令和	年	月	日まで		
上記の者は、大規模地震対策特別措置法第 27 条第 9 項、災害対策基本法第 83 条第 2 項及び災害救助法第 6 条第 4 項の規定による立入検査員であることを証明する。					
令和 年 月 日					
静岡市長名印					

(裏)

大規模地震対策特別措置法
第 27 条第 9 項 災害対策基本法第八十三条の規定は、第三項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。
災害対策基本法
第 83 条第 2 項 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
災害救助法
第 6 条第 4 項 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
(注意)
1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証明書は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

参考 災害対策本部標識(静岡市災害対策本部運営要綱第2条第2項関係)



静岡市災害対策本部 区本部運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項、静岡市災害対策本部条例（平成15年静岡市条例第294号）第6条及び静岡市災害対策本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第2条第3項の規定に基づき、静岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の区本部及び地区支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 区本部

(区本部の組織及び分掌事務)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策及び応急救助活動の実施にあたり、地域活動拠点として必要があると認めるときは、区本部を設置することができる。

- 2 区本部は、葵区本部、駿河区本部及び清水区本部とし表1に掲げる場所に設置する。
- 3 区本部の所管区域及び事務分掌は、本部長が別に定める。
- 4 区本部の事務を処理するため班を置く。
- 5 区本部長は、区本部対策室に、「静岡市災害対策本部〇〇区本部」の表示をする。

(区本部長、区本部員、班長及び副班長)

第3条 区本部に区本部長、区副本部長、班長及び副班長を置く。

- 2 区本部長、区副本部長、班長及び副班長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の災害応急対策を総轄し、区本部の職員を指揮監督する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、区本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、班に属する職員を指揮監督する。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、班長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 7 班員は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 8 区本部長は、区本部職員の代替要員について本部総括部受援班と協議するものとする。

(配備体制)

第4条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

- 2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(区本部の廃止)

第5条 区本部は、本部が廃止されたとき、又は、本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第3章 地区支部

(地区支部の組織及び分掌事務)

第6条 本部長は応急対策及び応急救助の実施にあたり、区本部の地区における活動拠点として必要があると認めるときは、地区支部を設置するものとする。

- 2 地区支部は、本部長が別に定める事務を分掌する。
- 3 地区支部は、表2から表4までに掲げる場所に設置する。

(地区支部長、副地区支部長)

第7条 地区支部には地区支部長、副地区支部長を置く。

- 2 地区支部長、副地区支部長及び地区支部の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 地区支部長は、所属区本部長の指揮の下に、地区支部の災害応急対応を総括し地区支部の職員を指揮監督する。
- 4 副地区支部長は、地区支部長を補佐し、地区支部長に事故あるときは、地区支部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 要員は、本部長の指名する者をもって充てる。

(配備体制)

第8条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

資料編1-5

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(地区支部の廃止)

第9条 地区支部は、区本部が廃止されたとき、又は、区本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第4章 服務等

(心構え)

第10条 区本部及び地区支部に属する職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 区本部及び地区支部に属する職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 区本部及び地区支部に属する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第5章 雑則

第11条 前各条に定めるもののほか、区本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

資料編1-5

表1 区本部

No.	区本部名	施設名	所在地
1	葵区本部	葵区役所	葵区追手町5番1号
2	駿河区本部	駿河区役所	駿河区南八幡町10番40号
3	清水区本部	清水区役所	清水区旭町6番8号
		清水消防署(※1)	清水区東大曲町6番8号

(※1)津波被害の恐れがある場合

表2 地区支部(葵区)

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	葵地区支部	葵小学校	葵区城内町7番9号
		城内中学校	// 駿府町1番107号
2	新通地区支部	新通小学校	// 駒形通二丁目4番47号
3	駒形地区支部	駒形小学校	// 南安倍二丁目1番1号
4	番町地区支部	番町小学校	// 新富町一丁目23番地の1
		特別支援教育センター	// 一番町50番地
5	田町地区支部	田町小学校	// 田町五丁目70番地
6	安西地区支部	安西小学校	// 安西一丁目96番地の3
7	伝馬町地区支部	伝馬町小学校	// 伝馬町14番地の2
8	井宮地区支部	井宮小学校	// 平和一丁目7番1号
9	井宮北地区支部	井宮北小学校	// 上伝馬2番1号
10	賤機南地区支部	賤機南小学校	// 松富三丁目1番46号
11	賤機中地区支部	賤機中小学校	// 牛妻2095番地の2
12	賤機北地区支部	賤機北小学校	// 俵沢234番地の1
13	安倍口地区支部	安倍口小学校	// 安倍口新田50番地
14	美和地区支部	美和小学校	// 遠藤新田69番地の1
15	足久保地区支部	美和中学校	// 足久保口組3276番地の2
16	松野地区支部	松野小学校	// 松野598番地の2
17	井川地区支部	井川支所	// 井川656番地の2
18	梅ヶ島地区支部	梅ヶ島生涯学習交流館	// 梅ヶ島1309番地
19	大河内地区支部	大河内生涯学習交流館	// 平野1097番地の38
20	玉川地区支部	玉川生涯学習交流館	// 落合126番地の1
21	横内地区支部	横内小学校	// 緑町1番1号
22	安東地区支部	安東小学校	// 安東三丁目16番1号
23	城北地区支部	城北小学校	// 北安東四丁目27番3号
24	竜南地区支部	竜南小学校	// 竜南一丁目23番1号
25	千代田地区支部	千代田小学校	// 沓谷五丁目47番地の1
26	千代田東地区支部	千代田東小学校	// 川合三丁目4番1号
27	西奈地区支部	西奈小学校	// 瀬名三丁目23番1号
28	西奈南地区支部	西奈南小学校	// 南瀬名町1番20号
29	北沼上地区支部	北沼上小学校	// 北沼上1020番地
30	麻機地区支部	麻機小学校	// 有永町2番43号
31	服織地区支部	服織小学校	// 羽鳥六丁目9番1号
32	服織西地区支部	服織西小学校	// 新聞759番地の1の1
33	南藁科地区支部	南藁科小学校	// 吉津400番地
34	中藁科地区支部	中藁科小学校	// 大原942番地の1
35	清沢地区支部	清沢生涯学習交流館	// 昼居渡66番地の2
36	大川地区支部	大川小中学校	// 日向876番地

資料編1-5

表3 地区支部（駿河区）

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	森下地区支部	森下小学校	駿河区森下町2番1号
2	中田地区支部	中田小学校	〃 中田二丁目14番1号
3	南部地区支部	南部小学校	〃 南八幡町11番1号
4	大里西地区支部	大里西小学校	〃 中原400番地
5	大里東地区支部	大里東小学校	〃 高松2310番地
6	中島地区支部	中島小学校	〃 中島2992番地の1
7	宮竹地区支部	宮竹小学校	〃 宮竹二丁目12番1号
8	富士見地区支部	富士見小学校	〃 登呂一丁目1番1号
9	西豊田地区支部	西豊田小学校	〃 曲金二丁目8番80号
10	東源台地区支部	東源台小学校	〃 国吉田六丁目7番45号
11	東豊田地区支部	東豊田小学校	〃 池田491番地の2
12	大谷地区支部	大谷小学校	〃 大谷3683番地の2
13	久能地区支部	久能小学校	〃 古宿213番地の2
14	長田北地区支部	長田北小学校	〃 向敷地一丁目10番28号
15	長田東地区支部	長田東小学校	〃 東新田三丁目10番1号
16	長田西地区支部	長田西小学校	〃 丸子六丁目15番65号
17	川原地区支部	川原小学校	〃 下川原四丁目14番1号
18	長田南地区支部	長田南小学校	〃 広野四丁目7番1号

表4 地区支部（清水区）

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	辻地区支部	辻生涯学習交流館	清水区宮代町5番75号
2	江尻地区支部	江尻生涯学習交流館	〃 小芝町3番35号
3	入江地区支部	入江生涯学習交流館	〃 入江三丁目8番12号
4	浜田地区支部	浜田生涯学習交流館	〃 浜田町4番4号
5	岡地区支部	岡生涯学習交流館	〃 桜が丘町7番1号
6	船越地区支部	船越生涯学習交流館	〃 船越三丁目12番74号
7	清水地区支部	清水生涯学習交流館	〃 松井町7番22号
8	不二見地区支部	不二見生涯学習交流館	〃 村松534番地の2
9	駒越地区支部	駒越生涯学習交流館	〃 迎山町1番7号
10	折戸地区支部	折戸生涯学習交流館	〃 折戸四丁目8番60号
11	三保地区支部	三保生涯学習交流館	〃 三保松原町39番地の5
12	飯田地区支部	飯田生涯学習交流館	〃 下野東9番1号
13	高部地区支部	高部生涯学習交流館	〃 押切1086番地の2
14	有度地区支部	有度生涯学習交流館	〃 草薙一里山3番1号
15	袖師地区支部	袖師生涯学習交流館	〃 袖師町1092番地の1
16	庵原地区支部	庵原生涯学習交流館	〃 庵原町68番地の1
17	興津地区支部	興津生涯学習交流館	〃 興津本町829番地
18	小島地区支部	小島生涯学習交流館	〃 但沼町284番地の1
19	両河内地区支部	両河内生涯学習交流館	〃 和田島171番地の1
20	蒲原地区支部	蒲原市民センター (蒲原生涯学習交流館)	〃 蒲原新田一丁目21番1号
21	由比地区支部	由比生涯学習交流館	〃 由比北田457番地の1

(注) 災害の様態により、地区支部を別の施設に設置することがある。

静岡市地震災害警戒本部条例

平成15年4月1日

条例第295号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 消防長及び消防団長

(4) 市の職員のうちから市長が任命する者

(5) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(区本部)

第4条 警戒本部に区本部を置く。

2 区本部に属すべき本部職員(以下「区本部職員」という。)は、本部長が指名する。

3 区本部に区本部長を置き、本部長が指名する区本部職員をもって充てる。

4 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときは、区本部に属する区本部職員のうちから区本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平16条例125・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第125号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

静岡市地震災害警戒本部運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号以下「法」という。）第18条第4項及び静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年静岡市条例第295号）第5条の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部には、その事務を処理するため災害対策本部室及び部を置き、静岡市地震災害警戒本部条例第2条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が別に定める事務を分掌する。

2 本部長は、災害対策本部に「静岡市地震災害警戒本部」の表示をする。

3 本部長は、応急対策及び応急救助活動の実施にあたり、本部の地域組織として必要があると認めるときは、区本部及び地区支部を置くものとし、必要な事項は別に定める。

(副本部長)

第3条 静岡市地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長によりその職務を代理する。

(本部総括部長)

第4条 警戒本部に本部総括部長を置き、静岡市危機管理監の職にある者をもって充てる。

2 本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

(本部員)

第5条 警戒本部の本部員（以下「本部員」という。）は、表1に掲げる者をもって充てる。

(部及び班)

第6条 警戒本部に、本部長が別に定める部及び班を置く。

2 部及び班が分掌する事務は本部長が別に定める。

3 部長は、本部長が指名するものをもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、本部長が指名するものをもって充て、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 各部各班の職員は、原則として前項に定める班長が所属する課の職員をもって充てる。

(配備態勢)

第7条 地震防災応急対策を実施するための配備態勢は、別に定める。

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(本部対策室)

第8条 警戒本部が設置されたときは、本部対策室を静岡庁舎災害対策本部室に開設する。

2 本部長は、必要に応じ本部対策室に防災関係機関等関係者の参集を求めることができる。

3 本部長は、本部対策室を主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。

(本部会)

第9条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ本部会を招集し、地震防災応急対策の実施について協議する。

2 本部会は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

3 本部会の招集場所は、別に定める。

(警戒本部の廃止)

第10条 本部長は、法第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

(災害対策本部への引継)

第11条 警戒本部は地震が発生し、静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が配置されたときは、法第19条第1項の規定に基づき、廃止する。

2 前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考

資料編 1 - 7

となる事項を、災害対策本部に引継ぐ。

- 3 第1項の規定による警戒本部の廃止については、次条の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

(通知及び公表)

第12条 本部の設置及び廃止の通知先等は、表2による。

(標識等)

第13条 警戒本部の活動に使用する標識等は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 地震防災応急対策活動に使用する車輛には、図1による標旗を装着する。

(2) 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第27条第9項の規定により準用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第83条第2項に基づく職員の身分証明書は図2による。

(職員の措置)

第14条 職員は、警戒宣言が発せられたときは、あらかじめ本部長が職員ごとに指定した場所に参集し、防災業務を行うものとする。

(心構え)

第15条 警戒本部に属する職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

- 2 警戒本部に属する職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

- 3 災害対策業務に従事する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第3章 雑則

第16条 前各条に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

資料編 1-7

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

表 1 本部員

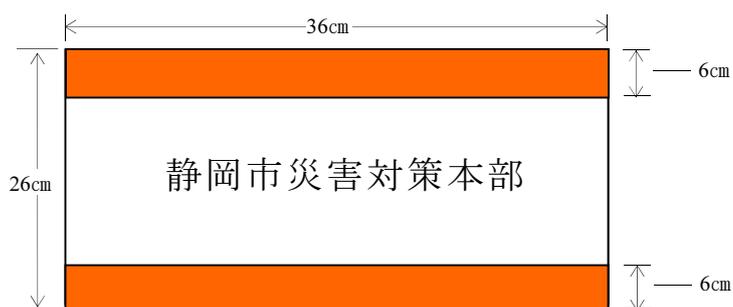
No.	職 名
1	静岡市総務局長
2	静岡市総合政策局長
3	静岡市財政局長
4	静岡市市民局長
5	静岡市葵区長
6	静岡市駿河区長
7	静岡市清水区長
8	静岡市観光交流文化局長
9	静岡市環境局長
10	静岡市保健福祉長寿局長
11	静岡市子ども未来局長
12	静岡市経済局長
13	静岡市都市局長
14	静岡市建設局長
15	静岡市消防局長
16	静岡市上下水道局長
17	静岡市教育局長

表 2 地震災害警戒本部の設置及び廃止公表先

通知先及び公共先	通知及び公表の方法
各 部 班 各 区 本 部 各 地 区 支 部	有線電話、静岡市災害情報共有システム等
県 災 害 対 策 本 部 防 災 関 係 機 関	有線電話、ふじのくに防災情報共有システム等
一 般 住 民	報道関係機関等を通じて公表
報 道 機 関	口頭又は文書

資料編 1-7

図 1 車両標旗



- 1 上下の帯の部分はオレンジ色とする。
- 2 印字の部分は白地に黒色とする

図 2 身分証明書

(表)

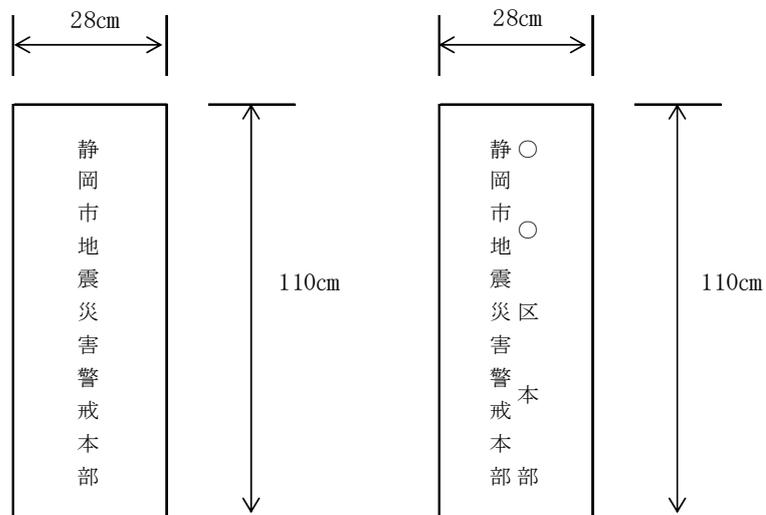
	第 号
<p>身分証明書</p> <p style="text-align: center;">所 属 職 名 氏 名 生年月日 大昭平令 年 月 日</p> <p>有効期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで</p> <p>上記の者は、大規模地震対策特別措置法第 27 条第 9 項、災害対策基本法第 83 条第 2 項及び災害救助法第 6 条第 4 項の規定による立入検査員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">静岡市長名印</p>	

(裏)

<p>大規模地震対策特別措置法 第 27 条第 9 項 災害対策基本法第八十三条の規定は、第三項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。</p> <p>災害対策基本法 第 83 条第 2 項 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>災害救助法 第 6 条第 4 項 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p> <p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証明書は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。
--

資料編 1-7

参考 地震災害警戒本部標識(静岡市地震災害警戒本部運営要綱第2条第2項関係)



- (注) 1 生地は木製とする。
2 文字は墨書とする。

静岡市地震災害警戒本部 区本部運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項、静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年静岡市条例第295号）第5条及び静岡市地震災害警戒本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第2条第3項の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の区本部及び地区支部の組織及び運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 区 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策及び応急救助の実施にあたり、地域の活動拠点として必要があると認めるときは、区本部を設置するものとする。

- 2 区本部は、葵区本部、駿河区本部及び清水区本部とし表1に掲げる場所に設置する。
- 3 区本部の事務分掌及び所管区域は、本部長が別に定める。
- 4 区本部の事務を処理するため班を置く。
- 5 区本部長は、区本部対策室に「静岡市地震災害警戒本部〇〇区本部」の表示をする。

(区本部長、区副本部長、班長及び副班長)

第3条 区本部に区本部長、副本部長、班長及び副班長を置く。

- 2 区本部長、区副本部長、班長及び副班長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の災害応急対策を総轄し、区本部の職員を指揮監督する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、区本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、班に属する職員を指揮監督する。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、班長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 7 班員は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 8 区本部長は、区本部職員の代替要員について警戒本部総括部受援班と協議するものとする。

(配備態勢)

第4条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

- 2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(区本部の廃止)

第5条 区本部は、本部が廃止されたとき、又は本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第3章 地区支部

(組織及び事務分掌)

第6条 本部長は、応急対策及び応急救助の実施にあたり、区本部の地区における活動拠点として、必要があると認めるときは、地区支部を設置するものとする。

- 2 地区支部は、本部長が別に定める事務を分掌する。
- 3 地区支部は、表2から表4までに掲げる場所に設置する。

(地区支部長、副地区支部長)

第7条 地区支部に地区支部長、副地区支部長を置く。

- 2 地区支部長、副地区支部長及び地区支部の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 地区支部長は、所属区本部長の指揮の下に、地区支部の災害応急対策を総轄し、地区支部の職員を指揮監督する。
- 4 副地区支部長は、地区支部長を補佐し、地区支部長に事故あるときは、地区支部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

資料編 1 - 8

5 要員は、本部長の指名する者をもって充てる。

(配備体制)

第 8 条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(地区支部の廃止)

第 9 条 地区支部は、区本部が廃止されたとき、又は、区本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第 4 章 服 務 等

(心 構 え)

第 10 条 区本部及び地区支部に属する職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 区本部及び地区支部に属する職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 区本部及び地区支部に属する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第 5 章 雑 則

第 11 条 前各条に定めるもののほか、区本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 6 日から施行する。

資料編 1－8

- 表 1 区本部
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 1 と同じ）
- 表 2 地区支部（葵区）
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 2 と同じ）
- 表 3 地区支部（駿河区）
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 3 と同じ）
- 表 4 地区支部（清水区）
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 4 と同じ）

静岡県オフロードバイク隊運営要領

(目 的)

第 1 この運営要領は、静岡県オフロードバイク隊（以下「バイク隊」という。）の活動について必要な事項を定め、災害応急活動又は災害防止活動に資することを目的とする。

(任 務)

第 2 バイク隊は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の初期情報の収集及び伝達等を任務する。

(編 成)

第 3 バイク隊は、次の各号に掲げるバイク隊員（以下「バイク隊員」という。）をもって構成する。

- (1) 隊 長
- (2) 副 隊 長 2 名とする
- (3) 小 隊 長 7 名とする
- (4) 隊 員 隊長以下 50 人以内とする

(任 命)

第 4 バイク隊員は、危機管理課兼務又は併任職員とし、危機管理課長の任命する者とする。

(活動区域)

第 5 バイク隊員の活動区域は別に定めるもののほか、危機管理課長の指令するところとする。

(情報収集要領)

第 6 バイク隊員の情報収集要領は、別に定める。

(服装及び装備)

第 7 バイク隊員の服装及び装備は、別に定める。

(隊長及び、副隊長の任務)

第 8 隊長は、バイク隊員を指揮監督し、所要の活動を行う。

2 副隊長は、隊長が出動することができないときは、バイク隊員を指揮監督し、所要の活動を行う。

(心 得)

第 9 バイク隊員は、被災地等の特殊な環境下で活動することに鑑み、バイク操作等の慣熟に努め、走行技術の向上を図るものとする。

(出 動)

第 10 バイク隊の全部又は一部は、次の各号に掲げる場合に出動するものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (2) 大規模地震が予想されるまたは発生したとき。
- (3) 前 2 号以外の災害が発生したとき。
- (4) 他の地方公共団体からの応援要請があったとき。
- (5) 前各号以外で必要があったとき。

2 バイク隊は、原則として危機管理課長の出動指令により出動するものとする。

(解 散)

第 11 バイク隊は活動終了後、危機管理課長の解散指令により、解散するものとする。

(訓 練)

第 12 バイク隊は、別に定める訓練計画に従って、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。

- (1) バイク走行訓練

- (2) 通信確保訓練
- (3) 応急手当訓練
- (4) その他活動上必要な訓練
(簿 冊)

第 13 バイク隊に、次の各号に掲げる簿冊を備える。

- (1) バイク隊員名簿
- (2) バイク・装備品等台帳
- (3) 活動記録簿
- (4) その他必要な簿冊
(報 告)

第 14 バイク隊長は、活動終了後その都度、次の各号に掲げる様式により、危機管理課長に報告しなければならない。

- (1) 様式第 1 号 (災害等出動記録)
- (2) 様式第 2 号 (訓練記録)
- (3) 様式第 3 号 (バイク点検表)
(安全管理)

第 15 静岡市車両管理規程によるほか、静岡市オフロードバイク隊安全管理要領に基づき、安全管理を実施するものとする。

静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、防災倉庫の設置を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。
- (2) 防災倉庫 自主防災組織が防災資機材を備えるために設置し、維持管理する倉庫をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、防災倉庫を設置する事業とする。

(補助金の額及び採択基準)

第4条 前条に規定する事業に対する補助金額及び採択基準は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災倉庫設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災倉庫設置事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 見積書の写し
- (3) 防災倉庫設置予定箇所の写真
- (4) 土地使用貸借契約書の写し又は土地賃貸借契約書の写し（防災倉庫用地を借り受けている場合に限る。）
- (5) 自主防災組織規約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災倉庫設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

資料編 1-10

(補助事業の計画変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第5条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災倉庫設置費補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更防災倉庫設置事業計画書兼予算書（様式第1号の2）

(2) 変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、防災倉庫設置費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、防災倉庫設置事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 決算書（様式第5号の2）

(2) 納品書の写し（完了届出書の写し）

(3) 領収書の写し

(4) 防災倉庫の設置状況を証する写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災倉庫設置費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付申請の限度)

第11条 補助金の交付は、原則として一の自主防災組織につき一会計年度1回とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金額	補助金額は、事業費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）とし、30万円を限度とする。
事業費のうち補助対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> （1）倉庫購入費及び運搬費、組立費 （2）倉庫設置に伴う土地整地に係る経費 （3）名入れ料
採択基準	<p>次の（1）から（4）までのすべてに該当する場合において、市長が適切と判断した場合に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）防災倉庫の床面積は、防災資機材が収納できる面積とし、原則として3㎡以上のものであること。 （2）防災倉庫を設置するための用地が確保されていること。防災倉庫設置用地が借地の場合は、自主防災組織の責任において、すべての事務手続きを行うこと。 （3）防災倉庫に収納する防災用資機材の備えがあること、又は整備計画があること。 （4）倉庫には、自主防災組織名及び防災倉庫であることが明記されていること。

静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、防災倉庫に係る用地の借地料を支払う自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。
- (2) 防災倉庫 自主防災組織が防災資機材を備えるために維持管理する倉庫をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、市長が防災上必要と認めるものとする。

- (1) 当該用地は、防災倉庫の設置以外の用に供しないものであること。
- (2) 当該用地の面積は、防災倉庫を設置するに必要、かつ、最小限度のものであること。
- (3) 当該用地の借地に関し、自主防災組織と土地所有者の間で、賃貸借契約がとり交わされているものであること。
- (4) 前号に規定する賃貸借契約に関し、静岡市が一切関与しないものであること。
- (5) 借地期間は、防災倉庫の設置期間と同じであること。
- (6) 自主防災組織が、当該用地の借地料の支払を確実にできること。
- (7) 倉庫には、自主防災組織名及び防災倉庫である旨が明記されていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、防災倉庫の借地料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、1会計年度につき5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災倉庫用地借地料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災倉庫用地借地事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 土地賃貸借契約書
- (3) 防災倉庫の設置状況を証する写真
- (4) 自主防災組織規約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災倉庫用地借地料補助金交付決定

資料編 1-11

通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。
- （2）補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災倉庫用地借地料補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）変更防災倉庫用地借地事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- （2）変更後の土地賃貸借契約書
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、変更がやむを得ないものと認めるときは、防災倉庫用地借地料補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金申請額が増額となった場合、市長は差額を補助し、また減額となった場合において既に補助金の交付を受けているときは、決定通知を受けた者は差額を返還するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに防災倉庫用地借地事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）決算書（様式第5号の2）
- （2）領収書の写し

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災倉庫用地借地料補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、補助金交付確定後、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付の限度）

第12条 補助金の交付は、一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

資料編 1-11

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、並びに災害時における地域住民等の生活用水の水源を確保することにより、自主防災組織の機能を強化するため、防災用の資機材を購入する自主防災組織及び災害時協力井戸（災害時に地域住民等が生活用水のために利用する井戸として市長が認めたものをいう。以下同じ）の所有者等（以下「自主防災組織等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる防災用の資機材を購入する事業で、市長が必要があると認めるものとする。

- (1) 自主防災組織が行う消火活動、救出活動、避難誘導、情報活動及び避難地の運営において必要とする別表1又は別表2に掲げる資機材で、原則として自主防災組織の名称が明記されているもの。
- (2) 災害時協力井戸で使用する別表3に掲げる資機材

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、資機材の購入費用及び別表1又は別表2に掲げる資機材の名入れ費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額及び補助限度額は、別表1、別表2及び別表3に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、防災資機材等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等購入手業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災資機材等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。

資料編 1-12

- (2) 補助事業により取得した資機材は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること
- (3) 補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(補助事業の計画変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災資機材等購入費補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更防災資機材等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、防災資機材等購入費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、防災資機材等購入事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書（様式第5号の2）
- (2) 納品書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 購入した資機材の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資機材等購入費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付申請の限度)

第12条 第3条第1号の資機材を購入する事業の補助金の交付は、原則として一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

2 第3条第2号の資機材を購入する事業の補助金の交付は、原則として災害時協力井戸1箇所につき、1会計年度1回とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

資料編 1-12

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 8 日から施行する。

資料編 1-12

別表 1 (第 3 条関係)

補助対象		補助金の額
<p>応急資機材</p>	<p>消火器 (消火器薬剤を含む。) 消火器格納庫 (取付費を含む。)</p> <p>バケツ 小型動力ポンプ ホース 放水補助器具</p> <p>砂袋 水消火器 バール ハンマー</p> <p>ウインチ リヤカー チェンソー 担架</p> <p>一輪車・台車 エンジンカッター ジャッキ 組織用救急セット</p> <p>無線機器 車椅子 AED (自動体外式除細動器)</p> <p>ヘルメット スコップ のこぎり はしご・脚立</p> <p>ロープ ライフジャケット 掛矢 チェーンブロック</p> <p>ゴムボート おの 水中ポンプ つるはし</p> <p>とび口 鉄線ばさみ もっこ 丸太</p> <p>ペンチ なた 石み くわ・すき</p> <p>土のう袋 雨衣 ゴム長靴 (踏抜き防止加工)</p> <p>ピブス 防じんマスク 革手袋 ケブラー手袋</p> <p>標旗 腕章</p>	<p>補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、20 万円を限度とする (1,000 円未満の端数切捨て)。</p>
<p>避難生活用資機材</p>	<p>仮設トイレ (トイレ用消耗品を含む。) 浄水機 (ろ水機)</p> <p>防災用簡易ベッド 鍋・やかん 拡声器 寝袋</p> <p>間仕切り用板 カセットコンロ コードリール 組立水槽</p> <p>ビニールシート ポリタンク 携行缶 ラジオ</p> <p>釜・かまど 燃料缶詰・乾電池 ホワイトボード 机・椅子</p> <p>防災用毛布 防災テント 防災用マット</p> <p>発動発電機 強力ライト</p>	
<p>感染防護資機材</p>	<p>マスク ニトリル手袋 防じんゴーグル 感染防護服</p> <p>消毒液 消毒噴霧器 大型送風機 空気清浄機</p> <p>非接触型体温計 フェイスシールド</p>	

(注)

- 1 可搬消防ポンプ (C-1 級以上) に係る資機材は除く。
- 2 名入れ費用を含む。

資料編 1-12

別表2 (第3条関係)

補助対象		補助金の額
断水対策用資機材 避難生活用資機材	モバイルバッテリー Wi-Fi ルーター 手押し井戸ポンプ 避難所運営用パソコン 端末避難所運営用タブレット端末 蓄電池	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、10万円を限度とする。 (1,000円未満の端数切捨て)。ただし、手押し井戸ポンプのみを購入した場合は、5万円を限度とする。

(注)

名入れ費用を含む。

別表3 (第3条関係)

補助対象		補助金の額
断水対策用資機材	手押し井戸ポンプ 電動井戸ポンプ	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、5万円を限度とする。 (1,000円未満の端数切捨て)。

(注)

静岡市災害時協力井戸登録事業に登録された井戸に限る。

静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援し、大規模災害時等における広範囲の火災又は延焼を防ぐため、可搬消防ポンプ（以下「ポンプ」という。）及びポンプ用資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に規定するC-1級以上の性能を有し、かつ、日本消防検定協会が行う試験に合格した製品で消火活動上

必要とされるポンプの購入及び当該ポンプに係る資機材の購入に要する事業とする。

2 補助の対象となるポンプ用資機材の種類は、別表に掲げるとおりとする。

3 原則として、前項のポンプには、自主防災組織名が明記されていなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、ポンプ及びポンプ用資機材の購入費用（文字入れ費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

ポンプ本体購入	ポンプ用資機材購入
一の自主防災組織につき40万円を限度とする (1,000円未満の端数切捨て)。	ポンプに係る資機材で、補助対象経費の1/2以内の額で20万円を限度とする(1,000円未満の端数切捨て)。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 可搬消防ポンプ等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）

(2) 見積書の写し

(3) 自主防災組織規約（消火班名簿を含む。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付決定

通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。
- （2）補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（補助事業の計画変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、可搬消防ポンプ等購入計画変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）変更可搬消防ポンプ等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- （2）変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないものと認めるときは、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、可搬消防ポンプ等購入事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

- （1）決算書（様式第5号の2）
- （2）納品書の写し
- （3）領収書の写し
- （4）日本消防検定協会合格証の写し
- （5）購入したポンプ等の写真
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容等が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付の限度）

第12条 ポンプの購入に係る補助金の交付は、一の自主防災組織につき1回とする。ただし、やむを得な

資料編 1-13

い事由により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 ポンプ用資機材の購入に係る補助金の交付は、一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ポンプ用資機材	吸水管 吸水管ロープ ストレーナー ちりよけ籠 消火栓媒介金具 消火栓蓋開閉金具 消火栓操作器具 管鎗 噴射ノズル ホース（65mm） 台車 その他、特に市長が必要と認める資機材
---------	--

(注) オイル、燃料等の消耗品は除く。

静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、避難路及び避難場所（以下「避難路等」という。）の整備を推進し、災害時等における住民等の安全を確保するため、避難路等を自ら整備する自主防災組織に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民等が安全に避難場所へ避難するための通路（公道を除く。）であって、平時の通行を目的とせず、1メートル以上の幅員を有するものをいう。
- (2) 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民等が一時的に避難することができる場所（公共施設を除く。）をいう。
- (3) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害をいう。
- (4) 自主防災組織 地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）の範囲内において市長が定める額とし、30万円を限度とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を希望する自主防災組織は、補助事業に着手する前に、次に掲げる書類を提出した上で市長に協議しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 工事見積書の写し

(交付の申請)

第6条 自主防災組織は、補助金の交付の申請をしようとするときは、自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼予算書（様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 施工場所の位置図及び施工前の写真

- (4) 工事の概要を確認できる書類
 - (5) 施工承諾書又は土地使用同意書等
 - (6) 自主防災組織の規約
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該自主防災組織に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1項から第3項までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付の決定の通知を受けた日の属する年度内に補助事業を完了すること。
- (2) 補助金の交付を受けて整備した避難路等は、自己の責任と費用をもって適正に維持管理すること。
- (3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ自主防災組織避難路等整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書兼予算書（様式第2号）
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、自主防災組織避難路等整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により当該自主防災組織に通知するものとする。

資料編 1-14

(実績報告)

第11条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、自主防災組織避難路等整備事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書（様式第7号）
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該自主防災組織に通知するものとする。

(請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた自主防災組織は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(交付回数 of 限度)

第14条 補助事業に係る一の自主防災組織に対する補助金の交付は、原則として1会計年度につき1回を限度とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助事業	事業内容	補助対象経費
階段設置等事業	避難路において階段を設置し、又は段差を解消する事業	材料費及び工事請負費
舗装・整地事業	避難路等の舗装又は整地を行う事業	材料費及び工事請負費
手すり・防護柵設置事業	避難路等に手すり又は防護柵を設置する事業	材料費及び工事請負費
標識設置事業	設置する自主防災組織の名称を記載した、避難場所の方向を表示する看板又は避難場所の案内板等の標識を設置する事業	材料費及び工事請負費
障害物撤去事業	避難路等において、避難の支障となる障害物を撤去する事業	工事請負費

静岡市災害時協力井戸登録事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市民等が所有する市内の井戸を災害時協力井戸として登録することにより、災害時における地域住民等の生活用水の水源を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において災害時協力井戸は、災害発生時において、地域住民等の生活用水の水源を確保するため第4条第1項の規定に基づいて登録された井戸とする。

(登録の申請)

第3条 災害時協力井戸の登録を受けようとする者は、静岡市災害時協力井戸登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 設置場所の位置図

(2) 前号に掲げるもののほか、その他市長が必要と認める書類

2 個人又は事業所が所有する井戸について、あらかじめその個人又は事業所から、災害発生時において代わりに管理することを承諾されて前項の登録を受けようとする自治会又は自主防災会は、承諾書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(登録)

第4条 市長は、第3条の登録の申請があった場合については、次の各号に掲げる要件を全て満たす場合は、当該井戸を災害時協力井戸として登録し、静岡市災害時協力井戸登録決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(1) 市内に所在する井戸であること

(2) 災害により生活用水を必要とする場合に、地域住民等に対して井戸水を無償提供できる井戸であること。

(3) 井戸の所有者が井戸所在地、設置位置、井戸の設備及び井戸利用可能時間の公表に同意していること。

(4) 市が確認をし、井戸利用に支障のないことを確認できたもの

(5) 運営管理及び維持管理について、申請者が責任をもって行うことを同意していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、災害時協力井戸として登録しない。

(1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業に関するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

(変更及び解除)

第5条 申請者は、前条第1項の規定に基づいて登録した災害時協力井戸の登録内容が変更となる場合又は井戸としての機能を失い登録を解除したい場合は、静岡市災害時協力井戸変更登録申請書(様式第4号)又は静岡市災害時協力井戸登録解除申請書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、静岡市災害時協力井戸変更登録決定通知書(様式第6号)又は静岡市災害時協力井戸登録解除通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす場合は、災害時協力井戸として登録を解除する。

(1) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業に関するもの

(2) 公序良俗に反するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの

(標識の交付)

第6条 市長は、第4条の登録をしたときは、申請者に対して災害時協力井戸指定標識(様式第8号。以下「標識」という。)を交付するものとする。

2 前項の規定により標識の交付を受けた申請者は、市長が指定した場所に標識を設置するものとし、その様子が分かる写真を市長に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、災害時協力井戸に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。

静岡市津波避難ビル整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、大規模地震等による津波災害から市民の生命を守るため、津波避難ビル整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 津波避難ビル 津波が発生したときに市民が避難することのできる場所（以下「津波避難場所」という。）を有する建築物のうち、市長が別に定める津波避難ビルの指定基準に定める要件を満たすものをいう。
- (2) 津波避難ビル整備事業 津波避難ビルとして使用することを目的として建築物に必要な整備工事を実施する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、近隣住民からの要望を受けて、津波避難ビル整備事業を実施する者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に掲げる工事を実施する津波避難ビル整備事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額と補助事業の実施により確保される津波避難場所の面積（以下「避難場所面積」という。）に1平方メートル当たり50,000円を乗じて得た額とを比較していずれか小さい額に、避難場所面積から第8条の規定による申請の日において当該建築物内に勤務し、入所し、又は入居する者（以下「従業員等」という。）1人（未就学児童は0.5人として算定するものとする。）につき1平方メートルを乗じて得た面積を減じた面積を避難場所面積で除して得た率を乗じて得た額とし、1,000万円を上限とする。

2 補助金の交付を受けることのできる回数は、建築物1棟につき1回とする。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、津波避難ビル整備事業の事業計画を作成するも

のとし、当該計画の作成に当たっては、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、津波避難ビル整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 津波避難ビルの整備のために行う工事の概要を確認することのできる図面等
- (3) 登記事項証明書その他の津波避難ビル整備事業を実施する建築物(以下「対象建築物」という。)の所在地、所有者等を証明する書類
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号。(以下「法」という。))第6条第1項に規定する確認済証の写し、法第7条第5項に規定する検査済証その他の対象建築物の建築年月日、用途等を証明する書類
- (5) 耐震診断により耐震安全性が確認されていること又は新耐震基準(昭和56年6月1日以降の法第20条に規定する規準をいう。)を満たしていることを証明する書類
- (6) 対象建築物の全景及び補助事業を実施する箇所が確認できる写真
- (7) 対象建築物を明示した位置図、配置図、平面図、立面図等
- (8) 工事施行者が発行した見積書
- (9) 従業員等の数を確認することができる書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、津波避難ビル整備事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了した後、対象建築物について津波避難ビルとしての市の指定を受けるための手続きを執るものとし、津波発生時における避難施設としての使用に関する覚書を市と締

結すること。

- (2) 補助事業により設置した施設は、専らその用途のために使用するものとし、市民等の避難を妨げるような改造、運用をしないこと。
- (3) 補助事業に係る建築物は10年以上、津波避難ビルとして使用すること。
- (4) 補助事業に係る建築物を第三者に譲渡し、又は賃貸した場合は、津波避難ビルとしての役割について説明し、確実に引継を行うこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ津波避難ビル整備事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第12条 市長は前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、津波避難ビル整備事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、速やかに津波避難ビル整備事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に関して工事設計者又は工事施工者と締結した契約書の写し
- (2) 補助事業に要した費用に係る工事設計者又は工事施工者からの領収書の写し
- (3) 補助事業の実施状況が確認できる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付す

べき補助金の額を確定し、津波避難ビル整備事業費補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- （1）補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- （2）補助事業者は、第13条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- （3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- （4）市長は、第9条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

工事	内容
(1) 外付け階段等設置工事	津波からの避難者を屋上その他の避難場所に受け入れるために外付け階段（建築基準法その他の法令により設置が義務付けられているものを除き、階段の幅が、避難場所の面積が100平方メートル以下の場合にあっては90センチメートル以上、避難場所の面積が100平方メートルを超える場合にあっては120センチメートル以上のものに限る。）又は屋上に出るための階段室を設置する工事
(2) 屋上フェンス設置工事	屋上を津波避難場所として使用し、津波からの避難者の安全性を保つために、屋上にフェンス（高さが1.1メートル以上のものに限る。）を設置する工事
(3) 屋上デッキ設置等工事	屋上を津波避難場所として使用するため、50平方メートル以上のデッキを設置し、又は歩行可能な防水コンクリート等を敷設する工事
(4) 誘導照明灯設置工事	津波からの避難者を安全に津波避難場所へ誘導するための誘導照明灯（消防法その他の法令により設置が義務付けられているものを除く。）を設置する工事
(5) (1) から (4) までに掲げるもののほか、避難ビルとして必要な要件を備えるために有効であると市長が認める工事	

静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地域住民が協力し、相互に助け合い、「自らの命は自らで守る、自らの地域は皆で守る」という地域防災の基本にのっとり防災体制の確立を目指して、災害応急活動等に関し必要な知識及び技術を修得することにより、防災意識の高揚及び地域における災害対応力の向上を図るため、防災技能者の養成研修（以下「研修」という。）を広く市民に対し実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(研修の要領)

第2条 研修の内容は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、地域の特殊性により別表に定める研修の内容を変更する必要がある場合は、当該研修の内容を変更することができるものとする。
- 3 研修は、実習を主体とし、次に掲げる事項を到達目標とする。
 - (1) 各種資機材の操作及び取扱いを安全に行うことができること。
 - (2) 二次災害防止のため、周囲の警戒、安全確認等の指示を行うことができること。
 - (3) 静岡市の防災体制を十分理解すること。
- 4 研修の1回当たりの定員は、原則として100人から120人までの範囲内とする。
- 5 研修の1回当たりの指導者の数は、原則として受講者10人につき1人とする。ただし、受講者数及び受講者の知識又は技術の習得の程度によって、指導者の数を適宜増減することができる。

(研修の合同実施)

第3条 研修は、静岡市消防局応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成15年4月1日施行）に基づく救命講習と合同で行うものとする。

(対象)

第4条 研修は、原則として自治会・町内会、法人等の団体を対象として行うものとする。

(申込み)

- 第5条 研修の受講を希望する団体の代表者（以下「団体代表者」という。）は、あらかじめ市長と打合わせをした上、受講希望日の30日前までに防災技能者研修申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは、研修の開催を決定するものとする。
 - 3 市長は、前項の決定をしたときは、団体代表者に対して防災技能者研修計画書（様式第2号）を送付するものとする。
 - 4 市長は、研修の受講希望者が定員に満たない申込みが複数あるときは、これらに対し合同で研修を行うことができる。
 - 5 研修の受講希望者は、研修当日受付までに防災技能者研修調書（様式第3号）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 研修の受講者は、講師の指示に従うとともに、研修の妨げとなるような行為をしてはならない。

- 2 団体の代表者は、やむを得ない理由により研修を中止せざるを得なくなった場合又は参加者の人数が増減があった場合は、研修実施日の1週間前までに市長にその旨を連絡しなければならない。

資料編 1-17

(修了証の交付)

第7条 市長は、研修を終了した受講者に対し、防災技能者研修修了証（様式第4号）を交付するものとする。

(研修の中止)

第8条 市長は、震度4以上の地震、火災又は救助・救急事故等の災害が発生した場合、津波注意報、津波警報又は気象警報が発令された場合その他市長が研修の実施を不相当と認める場合は、研修を中止することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに合併前の静岡市防災技能者の養成に関する実施要綱（平成11年4月1日施行）の規定により防災技能者研修修了証の交付を受けた者は、この要綱の相当規定により防災技能者研修修了証の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料編 1-17

別表（第2条関係）

防災技能者研修実施基準

項目	実施細目	使用資機材	時間（分）
1 救出救助	破壊・救助器具の取扱要領 ①建物（構造）別の救出方法 ②各種資機材を使用した救出方法 （倒壊家屋等からの救出方法） （安全管理と要救助者の算出方法） ロープ結索法（ロープの使い方） ①ロープ結索の種類 （もやい結び・まき結び等） ②ロープ結索の種類 （落下防止等安全管理/身体もやい） （その他応用）	チェンソー 丸太 ジャッキ バール 30mロープ 4mロープ 30mロープ 結索用資機材	45
2 応急手当技術	普通救命講習 ①心肺蘇生法 （心停止、呼吸停止状態の傷病者を救命するために行われる応急手当） ②大出血時の止血法	レサシアン （心肺蘇生 訓練用人形） 三角巾	180
3 消火技術	消火器の種類及び取扱要領 ①消火器の種類と消火能力 （火源の種類による消火器の選定） ②消火器の使用法とその応用 （消火方法と安全管理）	粉末消火器 水消火器 ガソリン類 消火訓練用資機材	30
4 避難生活 資機材取扱技術	避難生活資機材取扱要領 ①浄水機取扱要領（水源の選定と浄水機の使い方） ②仮設トイレ取扱要領（仮設トイレ組立・分解要領）	浄水機 仮設トイレ	75
5 静岡市 地域防災計画	静岡市の防災体制 ①防災体制（静岡市の防災計画について） ②第4次被害想定（想定される地震の規模と被害想定） ③自主防災組織（その役割と必要性）	第4次被害想定 パンフレット等	30

静岡市地域防災計画の実効性確保に係る庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき実施される災害応急対策の実効性の確保を図るため、静岡市地域防災計画の実効性確保に係る庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画に定める災害応急対策の見直し、修正に係る調査及び庁内調整に関すること。
- (2) 災害応急対策における静岡市災害対策本部の組織、事務分掌、職員の配備計画調整及び見直しのための検討に関すること。
- (3) 災害応急対策の個別計画及び対応マニュアルの作成のための検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連絡会議が災害応急対策の実効性の確保に関し必要と認めた事項。

(組織等)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は危機管理監の職にある者を、副会長は危機管理局次長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会議の事務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議にその他の関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条に各号掲げる所掌事務についての情報の収集、調査及び整理をさせるため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、危機管理課長の職にある者を、部会員は、別表に掲げる職にある者が指名した職員をもって充てる。
- 4 第4条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第4条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、「連絡会議」とあるのは「部会」と読み替え、前条第1項中「連絡会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替え、同条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 連絡会議及び部会の庶務は、危機管理局危機管理課において処理する。

資料編 1 - 18

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第6条関係)

総務局市長公室広報課長	保健福祉長寿局保健所保健所総務課長
総務局総務課長	子ども未来局子ども未来課長
総合政策局企画課長	経済局商工部産業政策課長
財政局財政部財政課長	経済局農林水産部農業政策課長
財政局財政部管財課長	都市局都市計画部都市計画課長
財政局税務部税制課長	都市局建築部建築総務課長
市民局市民自治推進課長	建設局土木部建設政策課長
葵区役所地域総務課長	建設局土木部河川課長
駿河区役所地域総務課長	建設局道路部道路計画課長
清水区役所地域総務課長	建設局道路部道路保全課長
観光交流文化局観光政策課長	消防局消防部消防総務課長
環境局GX推進課長	消防局警防部警防課長
環境局ごみ減量推進課長	上下水道局経営管理部上下水道総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長	教育局教育総務課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課長	